

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名 辺野古新基地建設内閣対策課長 知念 宏志 印

評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目	配点	ワシントンコア	
		評点	評点
1 基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点	4	
2 企画提案内容(10点満点)			
(1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	4	
(2) 本業務の改善に繋がる提案(コスト節減、執務環境整備等)がなされているか。	5点	3	
3 積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1) 提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点	3	
(2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	3	
4 執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5 実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点	4	
評点合計		25	
順位点			

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名 ワシントン駐在副参事 仲里和之



評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目	配点	ワシントンコア マーキュリー 共同企業体	
		評点	評点
1 基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点	3	
2 企画提案内容(10点満点)			
(1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	3	
(2) 本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされているか。	5点	3	
3 積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1) 提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点	3	
(2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	3	
4 執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5 実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点	4	
評点合計		23	
順位点		—	

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業  
(活動支援業務) 審査委員会

令和5年3月24日

9:30 ~ 10:00

場所: 基地対策統括監室

委員配布資料一覧

- 1 審査委員の委員就任について(依頼)
- ( 2 評価票 (別紙)
- 3 次第
- 4 審査委員会設置要領等
- 5 ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)募集要項
- 6 企画提案仕様書
- 7 企画提案申請書(1社:ワシントンコアL.L.C.、マーキュリー  
( パブリックアフェアーズL.L.C. 共同体)
- 8 企画提案書
- 9 積算書・内訳書
- 10 執行体制
- 11 過去5年間の国又は地方公共団体等との受託実績
- 12 誓約書

知基第383号  
令和5年3月13日

辺野古新基地建設問題対策課長 殿  
その他2委員

基地対策統括監  
(公印省略)

沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）  
選定委員会の委員就任について（依頼）

（ 沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）に係る企画提案書を審査するため、  
下記のとおり貴職へ選定委員会委員就任を依頼しますので、ご承諾下さるようお願いし  
ます。

また、下記3のとおり選定委員会を実施しますので、ご出席下さるようお願いいたします。

記

1. 委員会名  
沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）選定委員会
2. 委員  
基地対策統括監  
基地対策課長  
辺野古新基地建設問題対策課長  
ワシントン駐在副参事
3. 選定委員会  
日時：令和5年3月24日（金） 9:30～10:00  
場所：基地対策統括監室
4. 添付資料  
選定委員会要領（別紙）



令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名・氏名

印

評点は、次の5段階評価をお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

評価項目	配点	ワシントンコア マーキュリー 共同企業体	
		評点	評点
1 基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。	5点		
2 企画提案内容(10点満点)			
(1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点		
(2) 本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされているか。	5点		
3 積算見積額(様式4)(10点満点)			
(1) 提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっているか。	5点		
(2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点		
4 執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点		
5 実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。	5点		
評点合計			
順位点			

沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）

審査委員会次第

日時：令和5年3月24日（金）9：30～10：00

1 はじめに

審査長（基地対策統括監）

2 審査について説明

事務局 基地対策課

3 企画提案内容への委員意見

4 評価表の集計及び結果報告

## 企画提案業者選定要領

### 1 目的

この要領は、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）」を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優れた企画提案をした優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 選定委員会の設置

(1) 業者選定のため、上記1において示す委託業務について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）」に係る業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、組織及び運営については、次のとおりとする。

ア 委員の定数は、4人とする。

イ 委員長は、基地対策統括監とする。

ウ 副委員長は、基地対策課長とする。

エ 委員長は、委員会を統括する。

オ 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

カ 委員長が出席できない場合、副委員長が委員長代理を務めるものとする。

(2) 委員の構成は、別表のとおりとする。

(3) 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、評価票の提出により審査したものととする。

### 3 選定

委員会は、別紙「業者選定方法」に基づき、委託業者を審査し、選定する。

### 4 事務局

選定業務の実施に係る庶務は、事務局である基地対策課調査班が行う。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

#### 【別表】

委員長	基地対策統括監
副委員長	基地対策課長
委員	辺野古新基地建設問題対策課長
委員	ワシントン駐在副参事



## 業者選定方法

### 1 書類審査

#### (1) 審査方法

- ア 事務局において、各業者から提出された企画提案書等について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）」に係る企画提案募集要領（以下「要領」という。）における要件を満たしているかについて、書類審査を行う。
- イ 実施要領に基づく要件を満たし、合格した者を委員審査の対象業者とする。

#### (2) 審査項目

- ア 要領の応募資格で提示する資格要件を満たしているか。
- イ 要領の企画提案書類で提示する書類等は提出されているか。
- ウ その他、要領及び仕様書で示した提案内容となっているか。

### 2 委員審査

#### (1) 審査方法

- ア 審査は、別紙の審査票により、委員ごとに審査・評価し、採点する。
- イ 各企画書に対する各委員の審査持ち点は35点とする。
- ウ 委員審査の項目は別紙「委員審査項目（活動支援業務）」の通りとする。
- エ 各委員の審査は、それぞれの企画提案について、審査票の評価項目毎に配点の範囲内で採点することとし、その合計点が高い順にクで定める順位点を付すことにより行う。  
各委員が付した順位点の合計点が一番高い企画提案書を第1位として選定する。
- オ 各委員の採点の合計が、総評点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない業者は、選定の対象としないものとする。
- カ 応募業者が1社のみであり、かつ最低基準を満たしている場合は、当該業者を契約候補者とするについて、様々な角度から検討を加えた後、各委員の合議により判断するものとする。  
応募者が1社のみであっても最低基準を満たさない場合、又は、応募者がいない場合は選定しないこととする。

#### キ 採点の目安 ※個別配点5点の項目の例

評価点	判断基準
1点	劣っている
2点	やや劣っている
3点	標準である
4点	優れている
5点	非常に優れている

#### ク 順位点

順位点は、各委員の合計評価点の順位に対し点数をつけることとし、その配点は以下のとおりとする。

順位点	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
点数	10	7	4	1	0

## 委員審査項目（活動支援業務）

### 1 基本方針・・・5点

企画内容が事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっているか。

### 2 企画提案内容・・・10点（5点×2項目）

- (1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。（5点）  
（ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に明記されているか。）
- (2) 本業務の改善に繋がる提案（米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等）がなされているか。（5点）

### 3 積算見積・・・10点（5点×2項目）

- (1) 提示された予算の範囲内において、業務を着実に遂行できる妥当な費用算出となっているか。（5点）
- (2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。（人件費の単価等は過大ではないか）（5点）

### 4 執行体制・・・（5点満点）

業務を確実に実施できる体制となっているか

### 5 実績・・・（5点満点）

同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。

「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）」に係る  
企画提案募集要項

沖縄県では「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）」を（以下「本業務」という。）の受託者を選定するため、企画提案募集（以下「本募集」という。）を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提案書等関係書類を提出すること。

なお、本業務については、沖縄県の令和5年度当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本募集にかかる一切について、いかなる効力も発生しないこととする。

1 事業の目的

沖縄県では米国ワシントンD.C.に駐在員を設置しており、本事業は当該駐在員の米国での活動の支援を目的としている。

2 委託業務

- (1) 委託事業名：令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日まで
- (3) 業務内容：別添「企画提案仕様書」参照

3 企画提案上限額

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を含め、総額31,898,000円（消費税相当額込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではない。

4 応募資格（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）に該当しない者であること。

（※）地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 英語を母国語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び

日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を1名以上担当者として配置し、本業務の的確な実施及び沖縄県と緊密な連絡調整を行うことが可能な法人であること。

- (3) (2)の要件を満たす人員を米国ワシントンDC及びその近郊に配置し、駐在の支援活動に従事させることが可能であること。
- (4) 駐在活動の支援に必要な米国内の法的な手続きや資格がある場合、当該手続き等に既に対応している又は今後対応する意思及び能力を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- (6) 過去5年間に、国、地方公共団体、または同等の団体、法人等と委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)の要件を満たす者であること。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち少なくとも1者は、上記(2)から(6)までの要件を満たす者であること。
  - エ 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

## 5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先

### (1) 本募集に関する質問

質問は、令和5年3月9日(木)(日本時間)までに、本要項第6に掲げる質問票(様式1)により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。

なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

### (2) 企画提案の提出

企画提案は、令和5年3月17日(金)23時59分(日本時間)までに、本要項第6(2)に掲げる応募書類により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

### (3) 質問及び企画提案の提出先

沖縄県知事公室 基地対策課 (担当) 吉嶺、玉元  
E-mail : aa001201@pref.okinawa.lg.jp  
電話 : 098-866-2460 FAX : 098-869-8979

## 6 質問及び応募書類

### (1) 質問票：様式1

### (2) 応募書類

ア 応募申請書：様式2

イ 企画提案書：様式3（10頁以内。スケジュールも示すこと）

ウ 積算書：様式4（消費税相当額を含む額を記載すること）

エ 執行体制：様式5

オ 実績書：様式6

カ 誓約書：様式7

キ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）※様式任意

※共同企業体の場合は構成員ごとに、様式2に準じた会社概要、カ誓約書を提出すること。

### (3) その他

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### (4) 応募申請書及び積算書（見積書）には、押印又はサインを付すこと。

なお、PDFファイルにスキャンした印又はサイン（電子署名）の利用を了承する。

## 7 委託事業者の選定

### (1) 選定方法

ア 沖縄県知事公室内に設置する委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に審査し、委託契約候補者（以下「候補者」という。）としての優先順位を決定する。

イ 応募のあった提案は、選定委員会で書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションなど2次審査を行って順位を決定する。

ウ 選定委員会は非公開で行い、提出された応募書類、審査内容、審査経過等は公表しない。また、審査過程等に関する問い合わせには応じない。

エ 選定委員会による審査の結果、一定水準を満たした提案がないことを理由として、候補者なしとする場合がある。

### (2) 審査基準

#### ア 事業目的等の理解度

本業務の目的及び内容を十分理解の上、的確に反映した内容となっているか。

#### イ 業務遂行能力

① 本業務を着実に実施できる内容となっているか。

② ワシントンD.C.内又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に説明されているか

③ 本業務の改善に繋がる提案（米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等）がなされているか。

ウ 事業体制

上記の応募資格4(2)で示した人員の配置を含め、本業務を着実にできる体制となっているか。

エ 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。

オ 積算額

適切かつ合理的な積算額となっているか。

8 審査結果の通知

審査結果は、沖縄県知事公室基地対策課から応募者に対し個別に連絡し、令和5年度開始後に文書で通知する。

9 契約の締結について

- (1) 県は、選定委員会により最上位に選定された候補者と委託業務の内容と契約金額等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 選定委員会により最上位に選定された候補者が辞退した場合、又は県との契約に向けた協議が整わなかった場合には、県は次順位以降の候補者と契約に向けた協議を行う。
- (3) 契約金額については、候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。
- (4) 委託契約の内容等は、上記(1)の協議結果、予算措置状況その他の事情により企画提案時の内容から変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案応募に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本募集は、委託契約候補者の優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 企画提案資料の記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定結果の通知後においても失格となることがある。
- (5) その他の詳細は、企画提案仕様書による。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）  
委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の活動支援のため、駐在員の指示に基づき又は、駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

- (1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援  
上記関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題に関する正確な情報の発信、米国の安全保障政策・軍事戦略等に係る情報収集、国防権限法案に沖縄の基地問題の課題等を反映させるための働きかけ等を行う。
- (2) 米国内の有識者等への情報発信の支援  
大学等における講演、有識者等へのダイレクトメールの定期的な送信、有識者等との面談・意見交換等による情報発信及び情報収集を行う。
- (3) 知事訪米の対応支援  
日程調整、訪問先・実施イベント調整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等
- (4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等
- (5) Foreign Agents Registration Act (FARA) 関連業務の支援
- (6) その他、ワシントン駐在員の活動の支援に関すること

※上記の取組に加え、効果的と考えられる新たな取組等についても提案すること。

2 企画提案内容

企画提案書（様式3）には、上記1の委託業務の内容を実施するにあたって、以下の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール

3 積算条件

費用を算出するにあたっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

- (1) 知事訪米時の車両確保（12人程度乗車可能で5日間使用を想定すること）
- (2) 知事訪米時の記者会見対応等の現地手配業務
- (3) 知事訪米時の通訳手配（全日程帯同の通訳1名分の報酬・旅費を見積もること）
- (4) 知事訪米時の印刷物、スタッフ車両代等の諸経費
- (5) 有識者等の沖縄招へいに係る駐在活動の支援（米国本国から2名程度を5泊6日の日程で沖縄へ招聘する）交通費、宿泊費等、その他必要経費を算出すること。
- (6) FARAに関する弁護士相談料等
- (7) その他、本事業の遂行に必要な費用

- (8) 一般管理費は、(直接人件費+直接経費-再委託費) × 10%以内
- (9) 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること
- (10) レートは日本銀行報告省令レート2023年3月分を適用すること

#### 4 再委託等の制限

##### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

##### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

##### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務。ただし、その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。

##### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときはこの限りでない。

ア 議事録作成

イ 封入・発送

ウ 送迎

#### 5 注意事項

- (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。



(様式2)

2023年 3月16日

沖縄県知事 殿

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

企 画 提 案 応 募 申 請 書

みだしについて、企画提案を行いたいの応募します。

【会社概要】

会社名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務共同企業体		
代表者職・氏名	ワシントンコアLLC. 代表取締役社長 中阪清志		印
会社住所	郵便番号 20814 米国メリーランド州ベセスダ市 イーストウエスト通り 4500番地 スイート730号		
設立年月日	1995年(平成7年)11月1日		
従業員数(人)	20 人	資本金(千円)	私企業のため、非公開とさせていただきます。
業務内容	* 安全保障、防衛、戦略などに関するコンサルティング業並びに調査研究 * 政府高官、学術研究者、産学官の専門家を招いた会議の実施・支援 * 企業経営に係る各種戦略策定(新規ビジネス、サービス・市場開発、人材育成など)に関するコンサルティング業務並びに調査研究 * 最先端技術に関する政策・規制動向分析に係るコンサルティング業務並びに調査研究 * 経済、産業、市場社会文化などに関するコンサルティング業並びに調査研究など		

【担当者】

所属・職・氏名	代表取締役社長 中阪清志
電話・FAX	電話番号 +1-301-654-2915 FAX +1-301-654-4054
メールアドレス	■

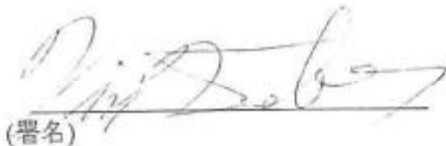
## 共同体協定書

マーキュリーパブリックアフェアーズ L.L.C. (“マーキュリー”) とワシントンコア L.L.C. (“WCORE”) は、以下 (“本協定”) に同意します。

1. マーキュリーと WCORE は、沖縄県 (“OPGJ”) が委託を想定しているプロジェクト「令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)」に関して連携します。もしマーキュリーと WCORE が受託した場合、OPGJ が提示する業務契約書 (“主契約”) の規約と条件の順守に最善を尽くすことで同意します。
2. マーキュリーと WCORE は、「令和 5 年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務) 委託業務共同企業体」を組織します。
3. 本協定の有効期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までとします (“期間”)。いずれかの当事者が本協定の終了を希望する場合、終了予定日の少なくとも 30 日前に文書で通知する必要があります。
4. もし主契約が交わされた場合、マーキュリーと OPGJ 間の連絡窓口として WCORE を指定し、また主契約に関連する業務予算及び関連費用の受け取りと分配に WCORE の銀行口座を最大限利用することを認め、同意します。
5. 本協定は 2 部作成され、1 部は英語版、もう 1 部は日本語翻訳となります。本協定は英語にて作成され、日本語翻訳は参照や利便性のためだけに利用されます。言語に基づく認識の不一致が発生した場合、もしくは本協定の翻訳、用語、解釈の不一致が発生した場合、英語版が本協定として確認され、優先されます。
6. 本協定は、連携する当事者間の意向表明であり、法的拘束力のある契約ではありません。本協定によって、法的権利または義務が生じることはありません。本協定は、当事者間または第三者間の法的紛争の根拠となることはできず、またそのような役割を果たすこともありません。

マーキュリーパブリックアフェアーズ  
L.L.C.

ワシントンコア L.L.C.

  
(署名)

  
(署名)

構成員：  
ヴィン・ウィーバー、パートナー  
マーキュリーパブリックアフェアーズ L.L.C.

代表者：  
中阪清志 CEO  
ワシントンコア L.L.C.

日付：2023 年 3 月 16 日

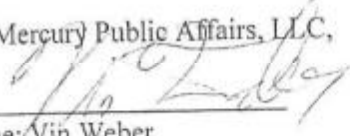
日付：2023 年 3 月 16 日

### TEAMING AGREEMENT

Mercury Public Affairs, LLC ("Mercury") and Washington CORE, L.L.C. ("WCORE") agree to the following (the "Teaming Agreement"):


1. Mercury and WCORE shall collaborate on a proposed project "FY 2023 Okinawa Prefecture DC Office Activity" commissioned by the Okinawa Prefectural Government of Japan ("OPGJ"). If awarded to Mercury and WCORE, the parties hereto will use their best efforts to agree to the terms and conditions set forth in the OPGJ project award/contract (the "Prime Agreement").
2. Mercury and WCORE shall form a team named "the Collaborative Team for FY 2023 Okinawa Prefecture DC Office Activity."
3. The effective period of the Teaming Agreement is from April 1, 2023 to March 31, 2024 ("Term"). If either party wishes to terminate this Teaming Agreement, written notice should be given at least 30 days before the proposed termination date.
4. If the Prime Agreement is awarded to the parties hereto, the parties hereby agree to designate WCORE as the main point of contact between Mercury and OPGJ, and the parties acknowledge and agree that WCORE's bank account will be used to receive and disseminate project fees and any relevant expenses in connection with Prime Agreement to the greatest extent possible.
5. This Teaming Agreement is being made in two (2) copies so that one can be in the English language and the other in the Japanese language. This Teaming Agreement is in the English language and the Japanese translation is for reference and convenience only. In the event of any conflict in the languages, or any inconsistency in translation, terms, or interpretation of the Teaming Agreement, the English version is confirmed as the Teaming Agreement between the parties and shall prevail.
6. This Teaming Agreement is a statement of intent of the parties to cooperate and is not a legally binding agreement. No legal rights or obligations are created by this Teaming Agreement. This Teaming Agreement cannot and shall not serve as the basis for any legal dispute between the parties or any third-party.

For Mercury Public Affairs, LLC,

By:   
Name: Vin Weber  
Title: Partner

Date: 03/16/2023

For Washington CORE, L.L.C.,

By:   
Name: Kiyoshi Nakasaka  
Title: CEO

Date: 03/16/2023

(様式3)

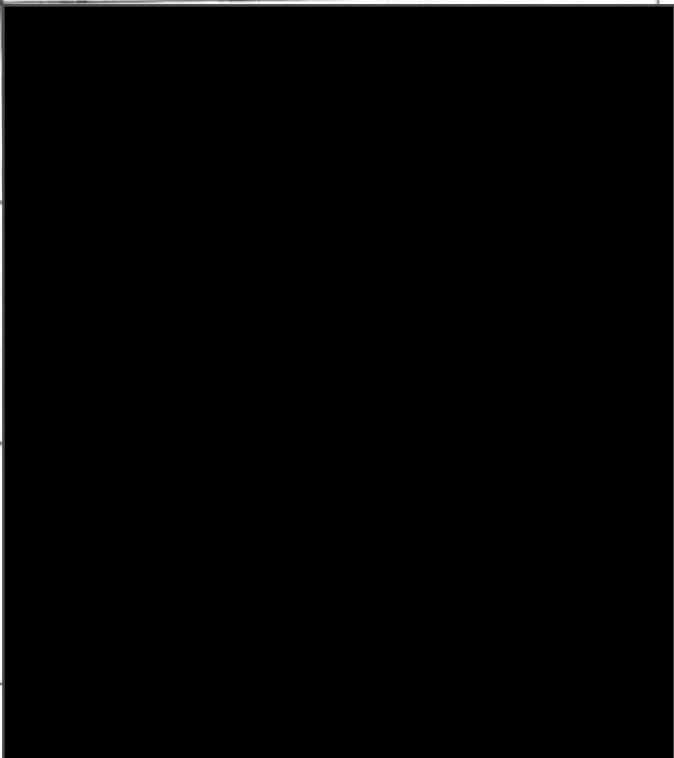
2023年 3月16日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

企 画 提 案 書

みだしについて、企画提案書を提出します。

社名・代表者	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務共同企業体 ワシントンコアLLC. 代表取締役社長 中阪清志
本事業実施の基本方針	
スケジュール	
執行体制	
業務の実施方法	

(様式3)別紙

---

---

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業  
(活動支援業務)

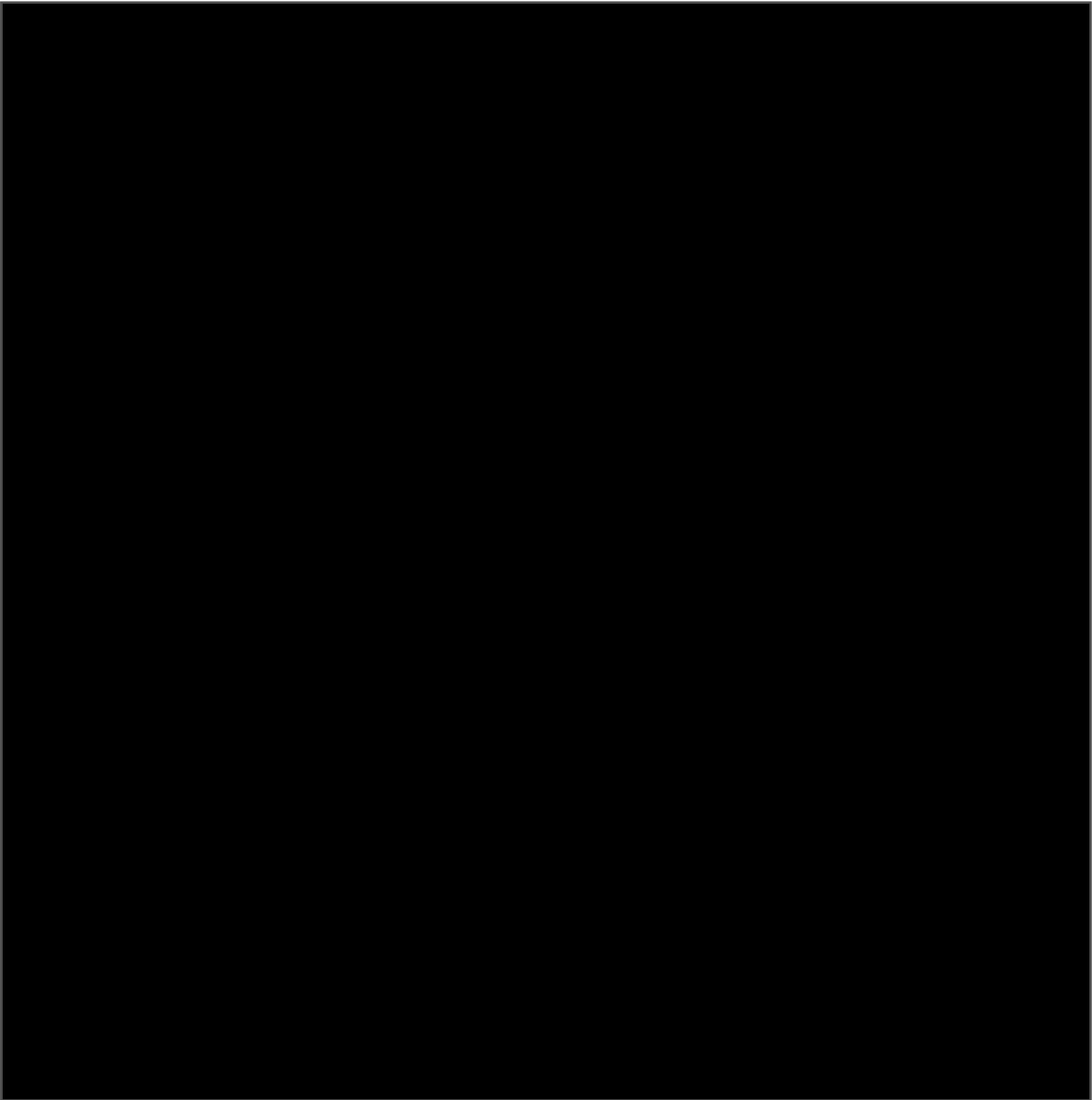
企画提案書

---

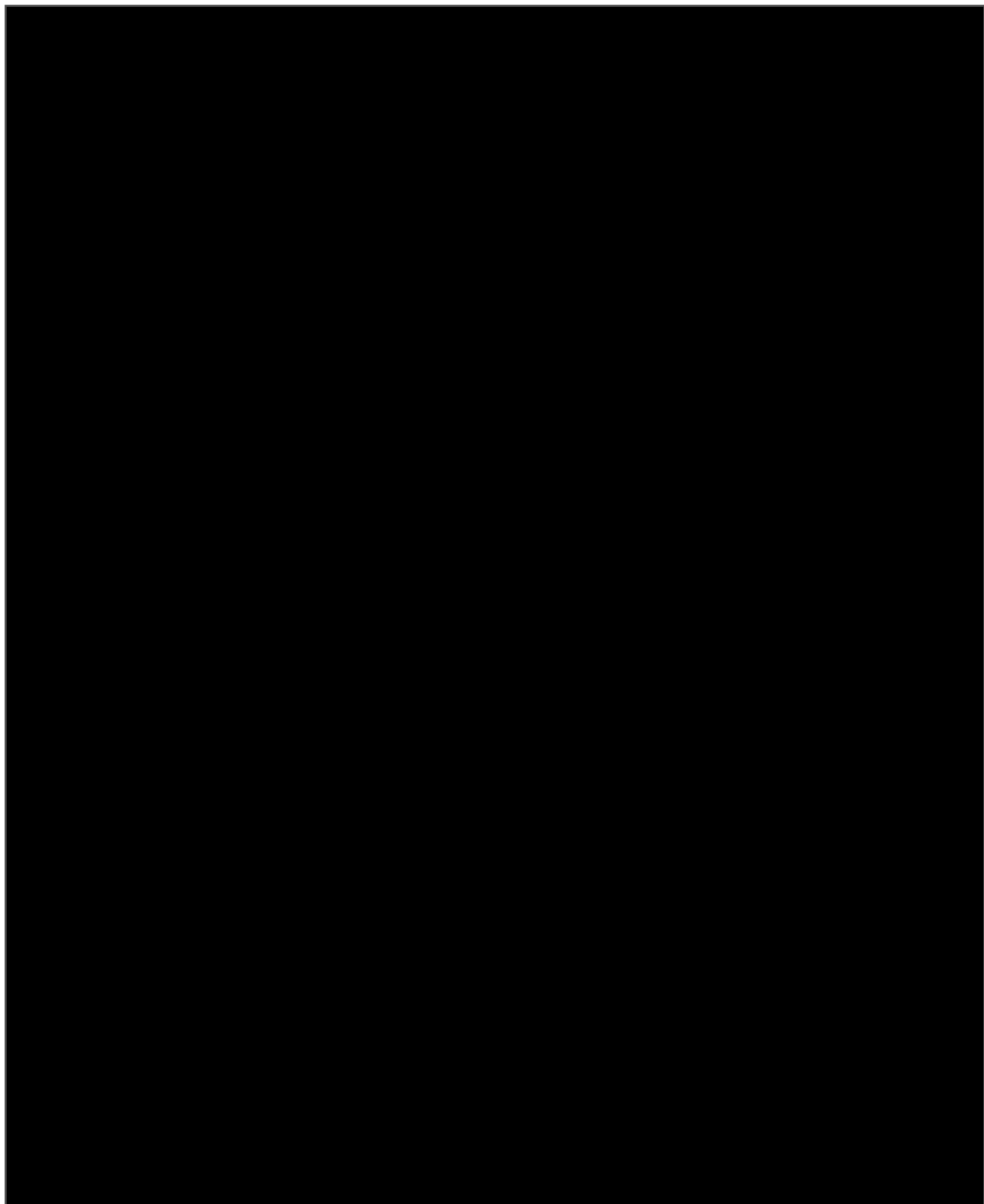
---

2023年3月16日

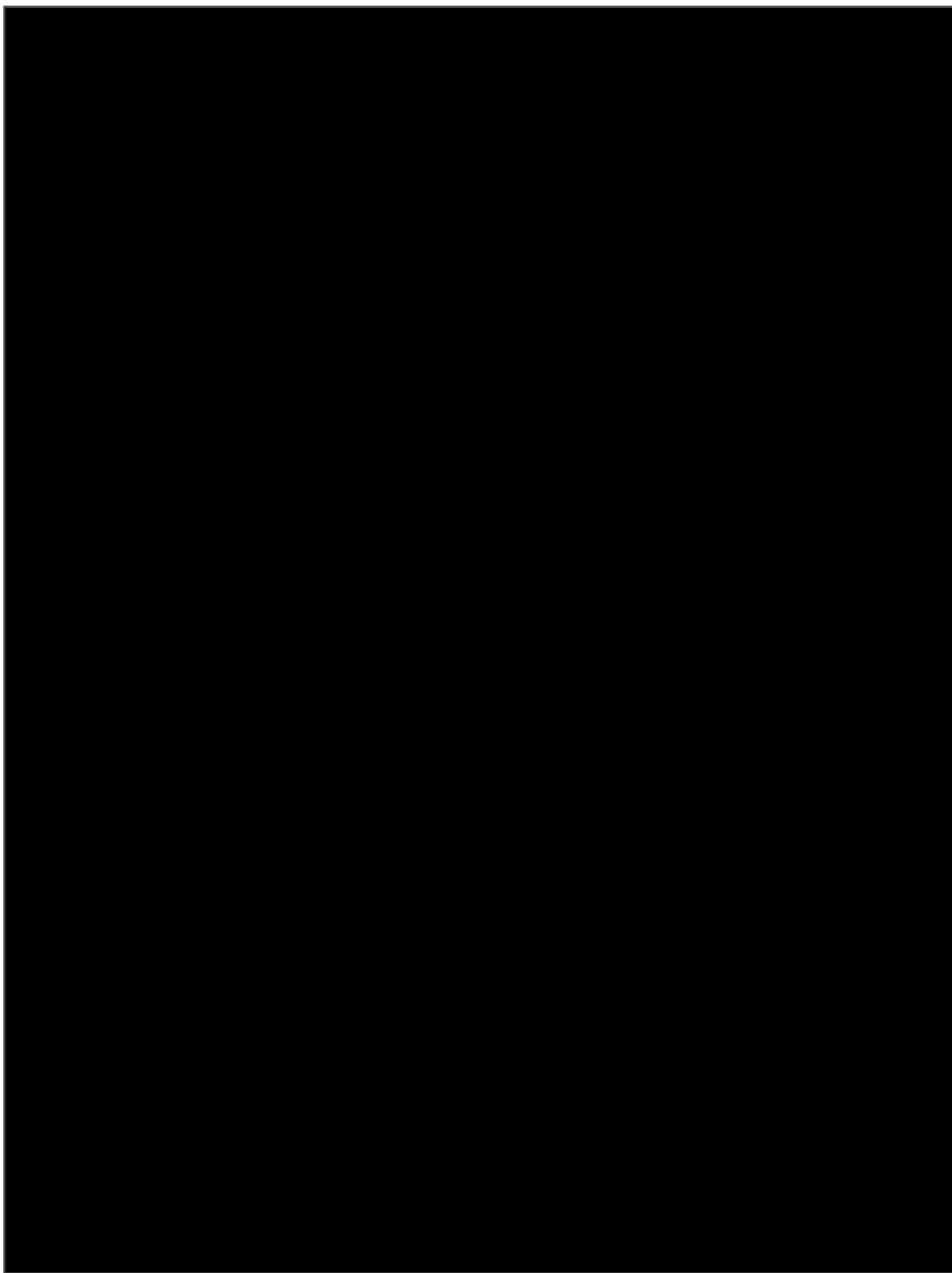
WASHINGTON | CORE

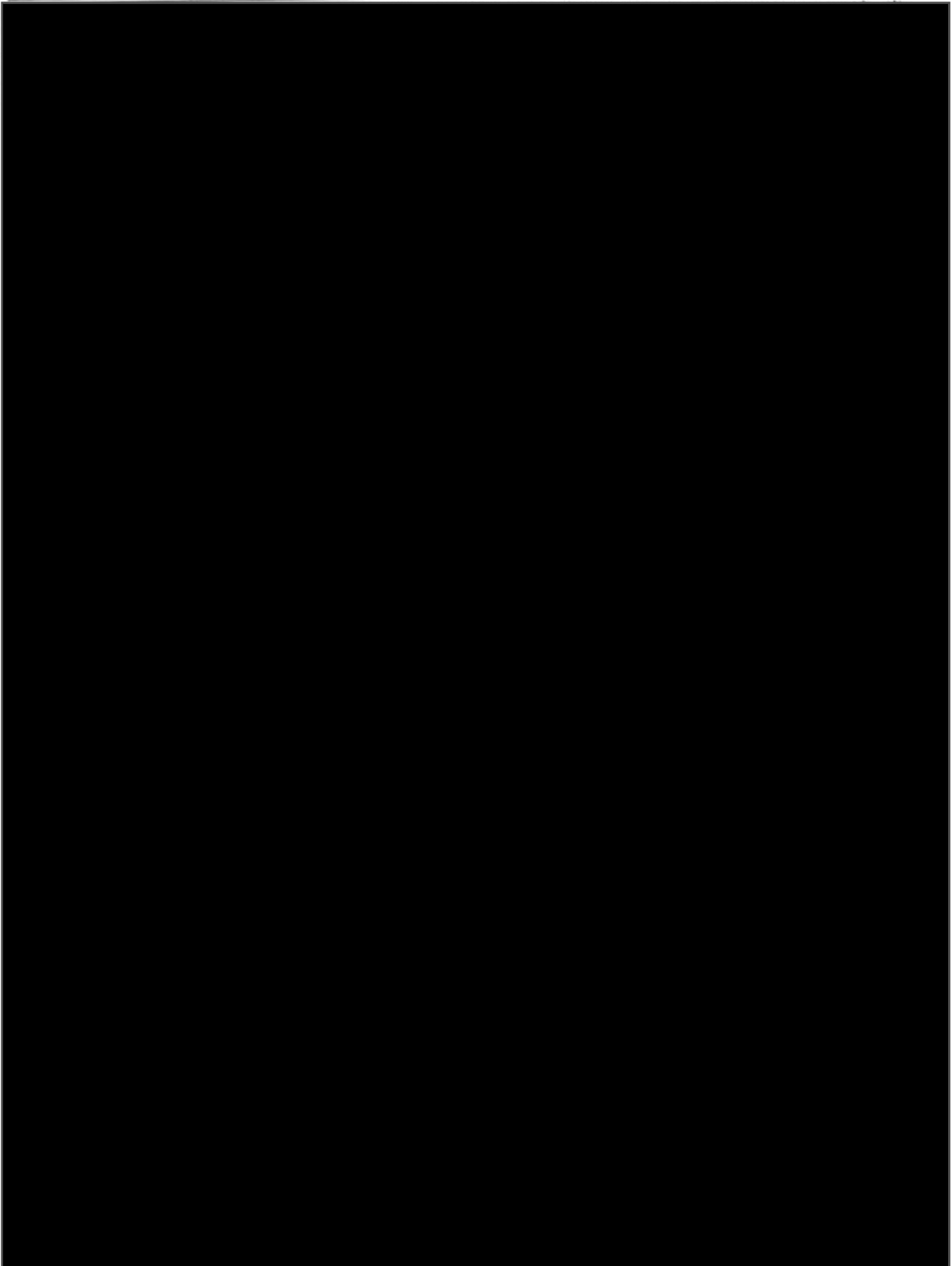


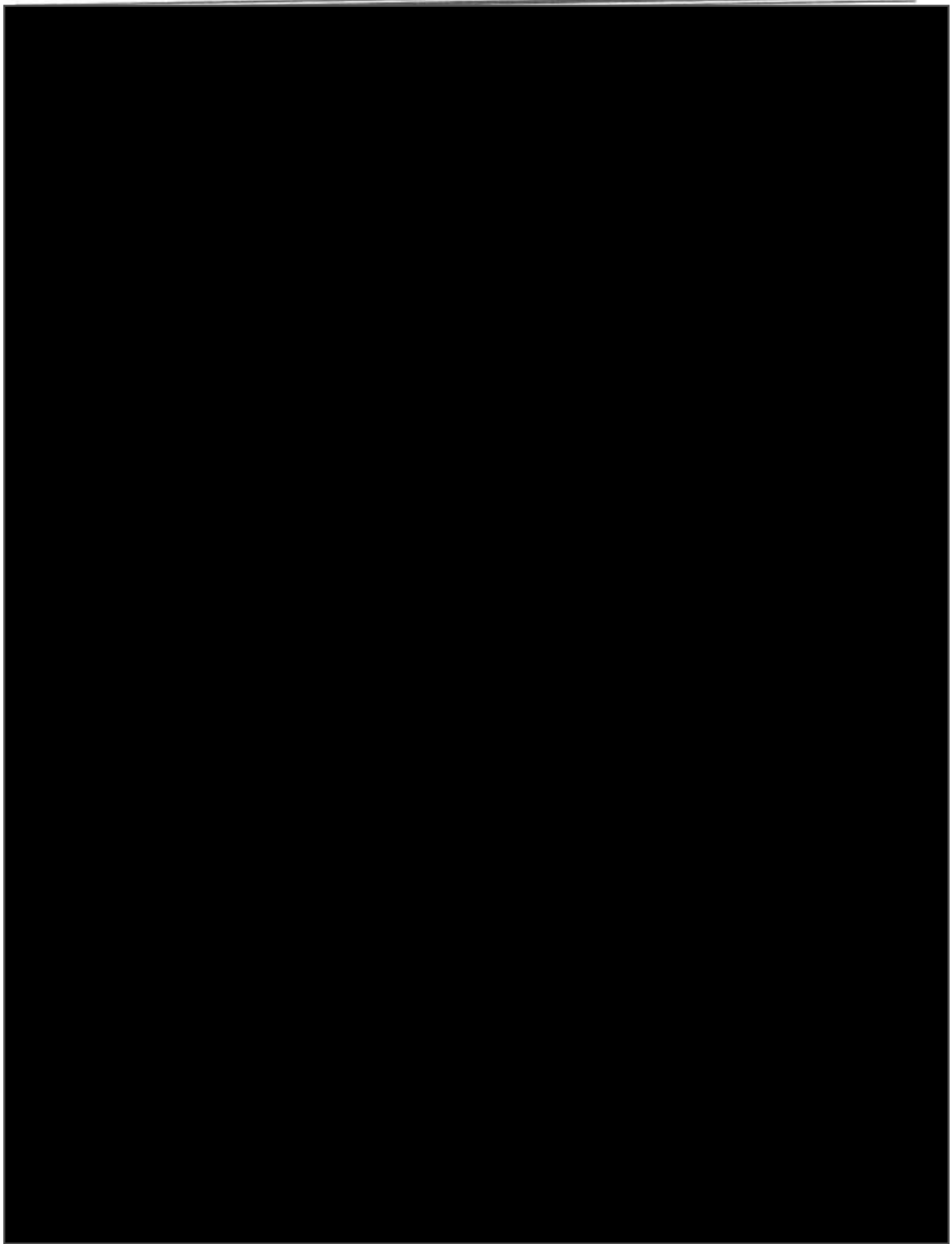


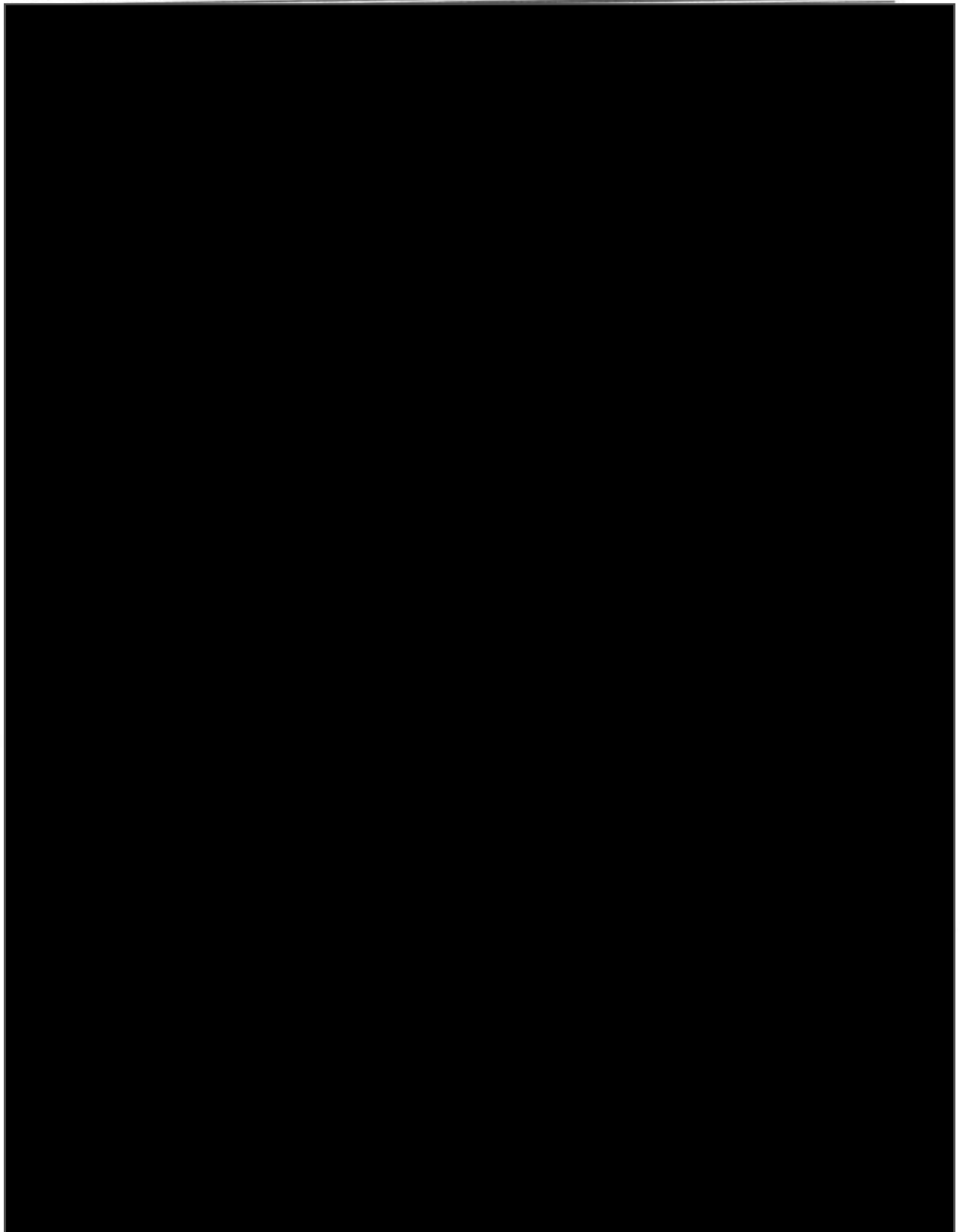


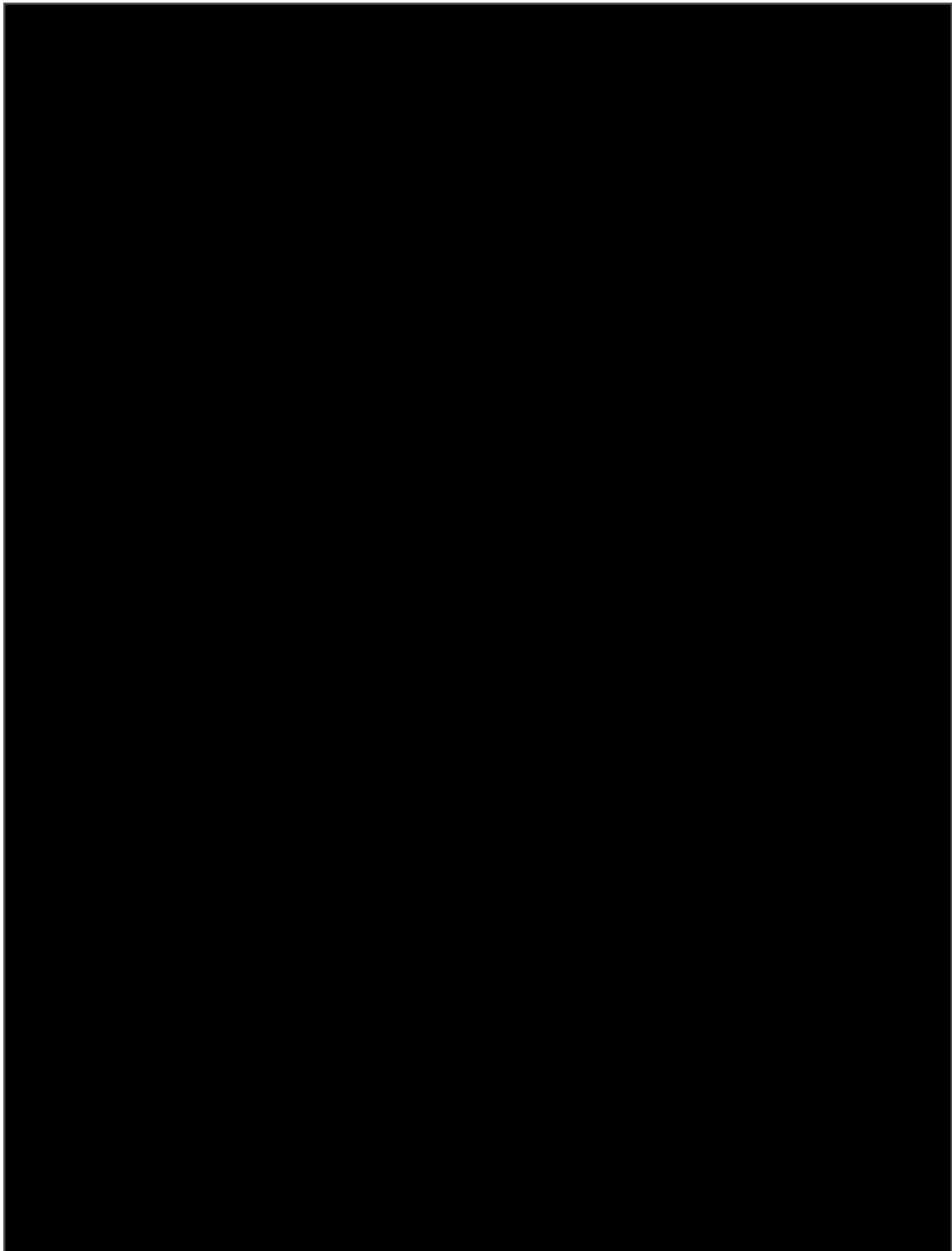


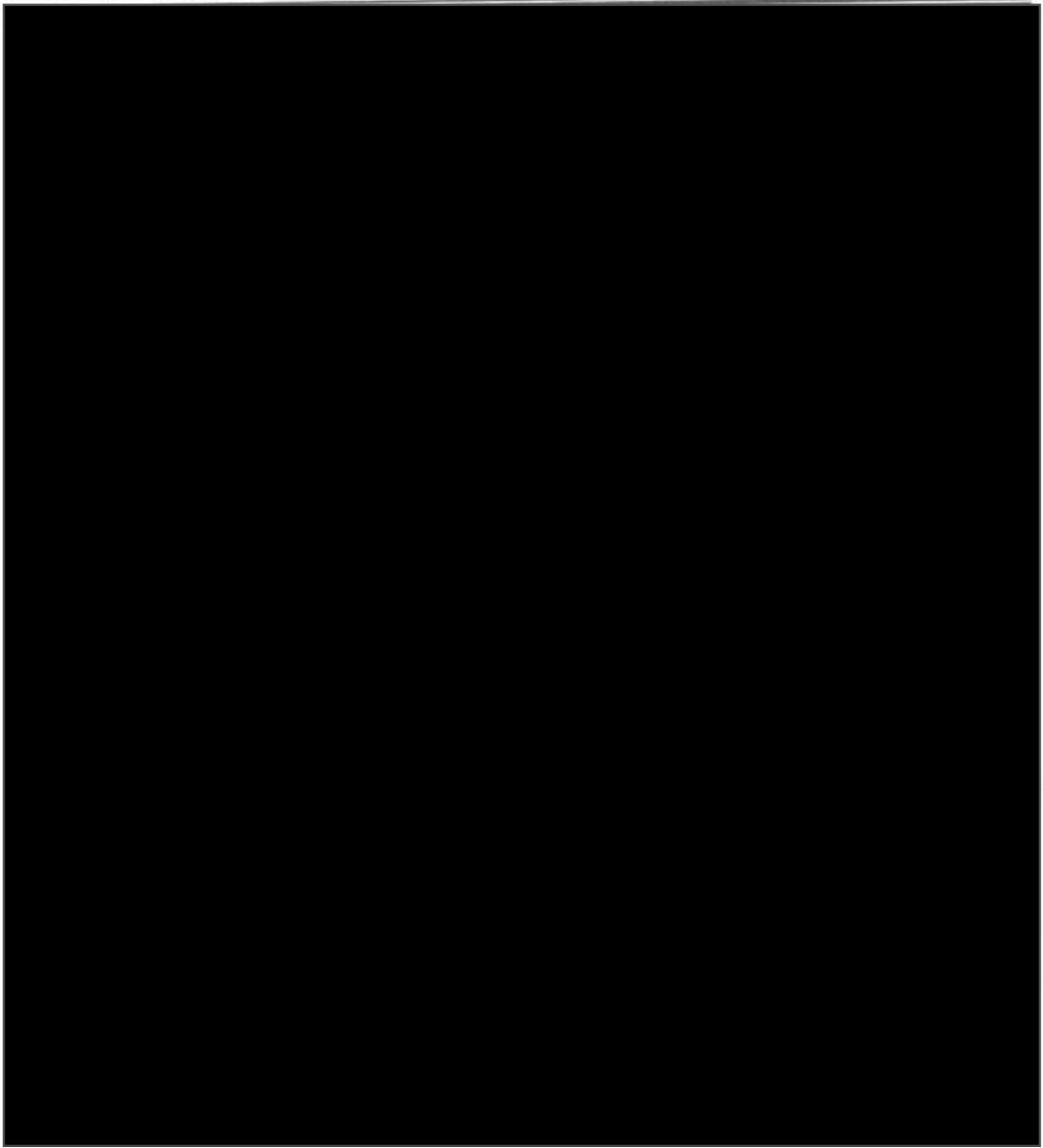












(様式4)


2023年 3月16日

沖縄県知事 殿

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社名・代表者職名・氏名	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務共同企業体 ワシントンコアL.L.C. 代表取締役社長 中阪清志 印
積算見積金額	 (消費税相当額含む)
見積内訳	詳しくは、様式4 別紙をご参照ください。

※ 留意事項

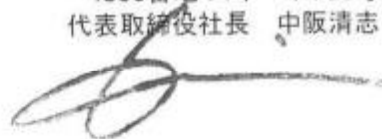
- ① 別紙は、企画提案仕様書内の委託業務内容(1)及び(2)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、各業務別の額が明示された内容にすること。
- ② 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。(記入例:〇〇費 △△円×〇日人=□□円)
- ③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。



(様式 4) 別紙

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)】  
御見積 内訳書

2023年3月16日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務共同企業体  
ワシントンコアL.L.C.  
アメリカ合衆国  
メリーランド州 20814  
ベセスダ市 イーストウエスト通り  
4500番地 スイート730号  
代表取締役社長 中阪清志



下記の通りお見積り致します。人件費、経費、それぞれの詳細な内訳は、次項以降をご参照ください。なお、このお見積もりでは、日本銀行が発表している、  
を採用しております。

1 人件費		
2 経費		
合計		



【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）】  
 人件費 御見積 内訳

2023年3月16日提出

業務	担当者	単価	稼働時間	小計（円）	備考
(1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援					
(2) 米国内の有識者等への情報発信の支援					
(3) 知事訪米の対応支援					
(4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等					
(5) FARA関連業務の支援					
(6) その他、ワシントン駐在員の活動支援					

業務	担当者	ドル建て	円建て	

人件費総計	
-------	--

【令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）】  
経費 御見積 内訳

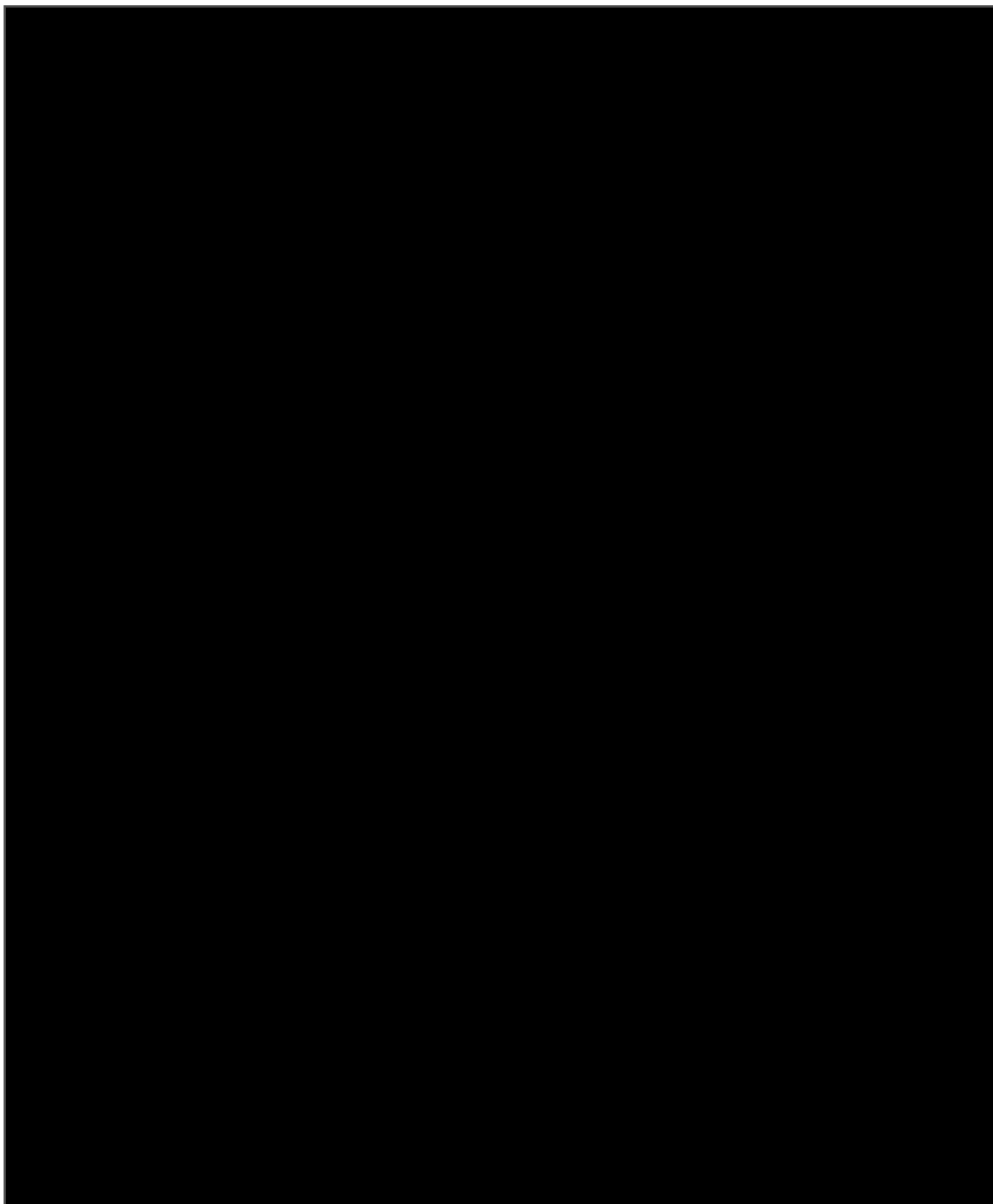
2023年3月16日 現在

(1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
[Redacted]							
(2) 米国内の有識者等への情報発信の支援							
[Redacted]							
(3) 知事訪米の対応支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
[Redacted]							
(4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
[Redacted]							
(5) FARA関連業務の支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
[Redacted]							
(6) その他、ワシントン駐在員の活動支援							
経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考
[Redacted]							
合計					[Redacted]	[Redacted]	

(様式5)

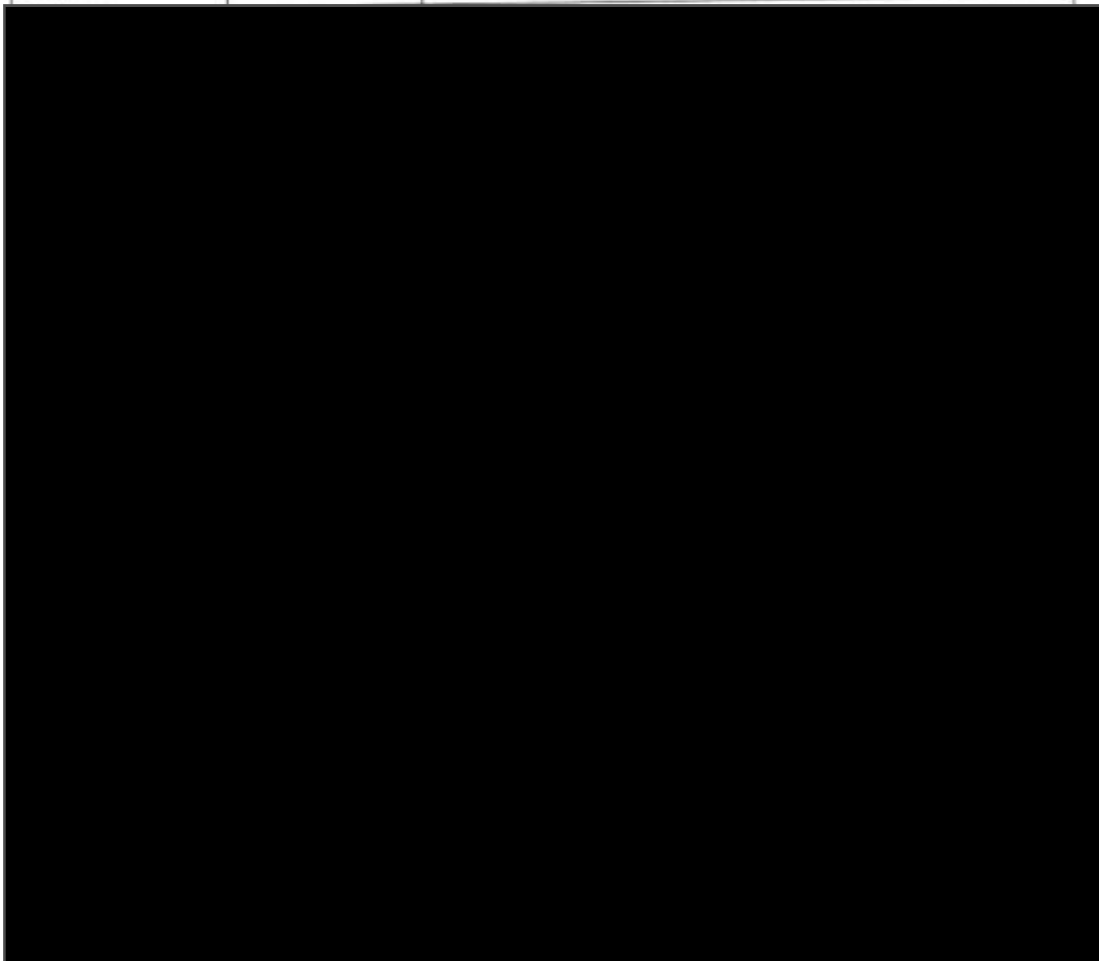
令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

委託事業の執行体制

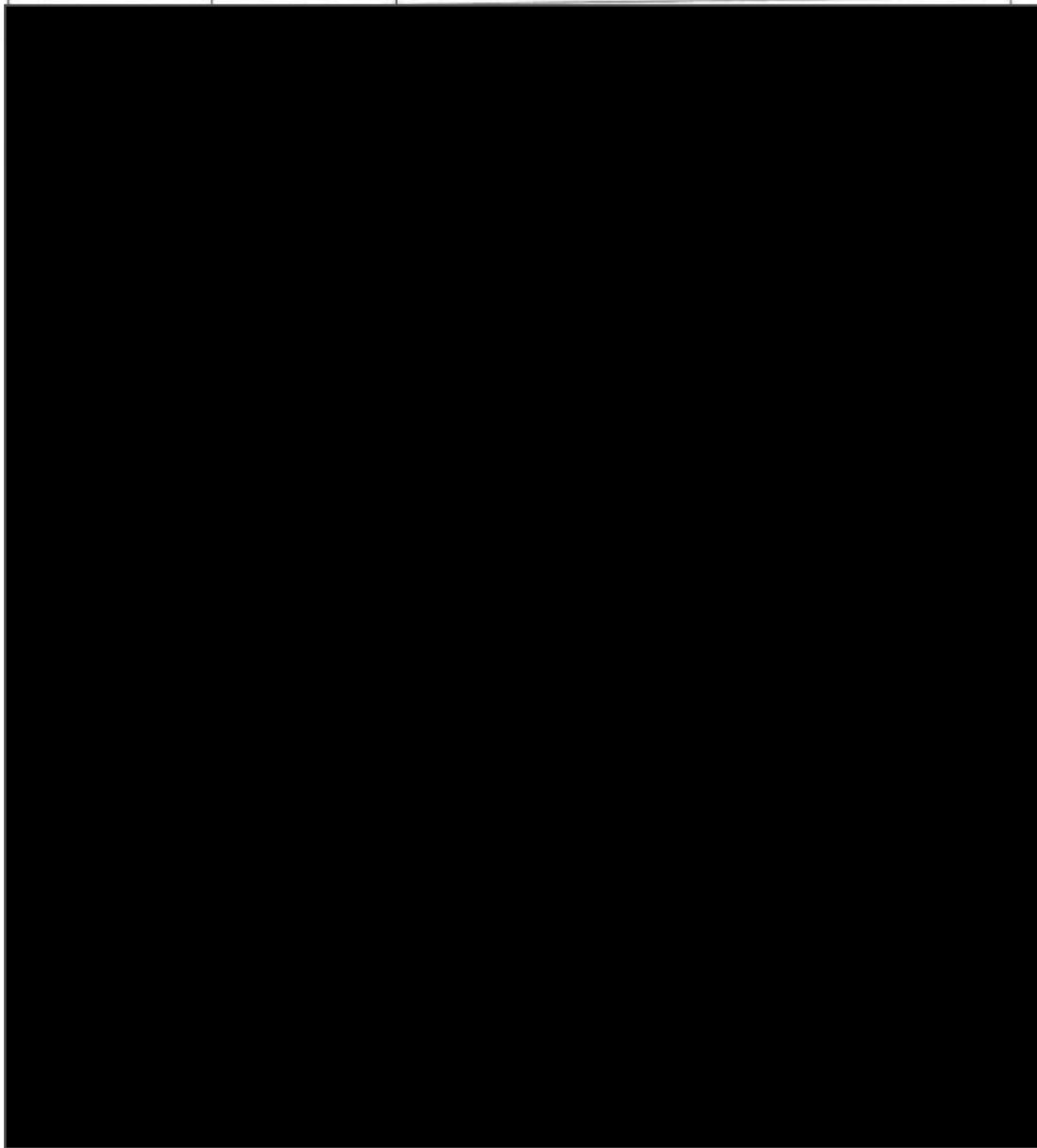


なお、本プロジェクトの統括責任者及び従事する研究員の略歴は以下の通り。

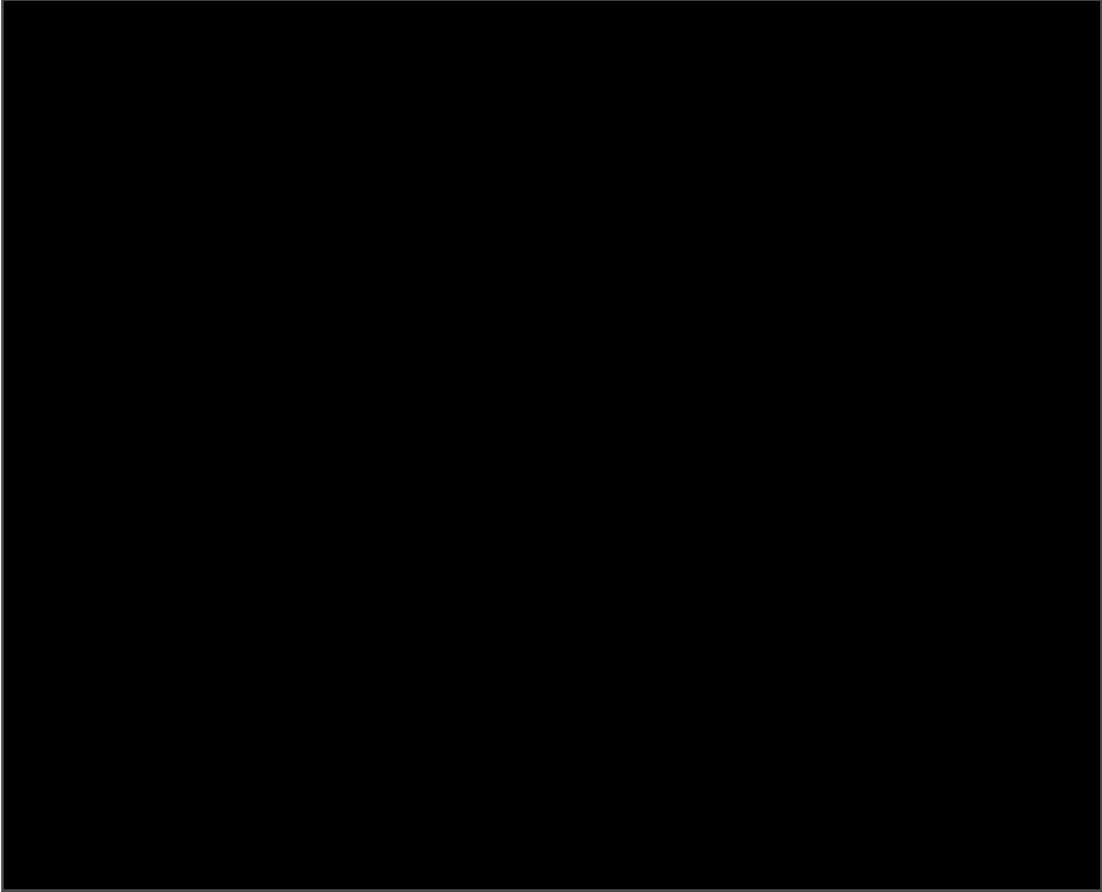
氏名(役職)	役割	略歴
--------	----	----



氏名(役職)	役割	略歴
--------	----	----



氏名(役職)	役割	略歴
--------	----	----





(様式6)

【過去5年間の国又は地方公共団体または同等の団体、法人等との契約実績(最大5件)】

社名 ワシントンコア LLC  
代表取締役社長  
代表者職名・氏名 中阪清志 印

業務名	令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)		
受託期間	2022年5月25日～2023年3月31日		
発注元	沖縄県知事	受託金額(千円)	31,390千円
受託内容	沖縄県ワシントン事務所の米国における連邦議会や政権、その他有識者等への働きかけを支援するため、ニュースレター・要請レター・お悔やみレター等の作成、駐在員による米国大学における講演の支援、ご参考情報の提供、有識者・発信力の高い人物等の招聘にかかる活動支援を対応した。		

業務名	令和4年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)		
受託期間	2022年4月1日～2023年3月31日		
発注元	沖縄県知事	受託金額(千円)	30,725千円
受託内容	沖縄県ワシントン事務所の円滑な運営を支援するため、事務所家賃や渉外費、新聞等の精算対応、FARA関連業務(米司法省への定期報告資料の取りまとめ等)、駐在員のビザ取得及び更新、現地職員の支援、米国における監査の対応、ワシントン事務所駐在員の運営などに関する包括的な支援を提供した。		

業務名	令和4年度「陸上移動通信システムの国際協調に向けた国際機関等との連絡調整事務の請負」		
受託期間	2022年4月1日～2023年3月31日		
発注元	総務省	受託金額(千円)	■■■■■
受託内容	(1)国際標準化会合における審議状況を含め、無線通信技術に関する国際標準化の動向の調査を行った。 (2)前述(1)の調査対象事項について、我が国が提案する無線通信技術に関する国内審議の支援、国際標準化機関への提案文書の作成支援及び現地審議における側面支援を行った。 (3)上記調査の結果を1年間の取組結果として取りまとめ、所見を付して報告書として主管室に提出した。		



業務名	令和4年度「国際電気通信連合 (ITU) 2022年全権委員会議 (PP) 及び世界電気通信開発会議 (WTDC) に向けたITU及びAPT関連会合の審議動向調査並びに各地域における審議動向調査の請負」	
受託期間	2022年4月1日～2023年3月31日	
発注元	総務省	受託金額(千円) [REDACTED]
受託内容	<p>(1)WTDC-21に関してITUにおいて審議される、次会期のITU-D研究委員会の構成、各研究課題の作業方針、WTDC決議、WTDC宣言等に関する審議動向調査</p> <p>(2)PP-22に関してITU及びAPT会合において議論される、ITU憲章・条約の改正、次会期(2024-2027年)のITU財政・戦略計画、ITU本部建物建替プロジェクト等に関する審議動向調査</p> <p>(3)ITU及びAPT関連会合における現地対応、日本代表団に対する支援、日本人要職者に対する支援及び要職確保のための活動支援</p> <p>(4)報告書の取りまとめ</p>	

業務名	令和4年度「国際電気通信連合無線通信部門無線通信総会 (RA-23) に向けた調査等の請負」	
受託期間	2022年7月15日～2023年3月24日	
発注元	総務省	受託金額(千円) [REDACTED]
受託内容	<p>ITU-R及びAPT関連会合における標準化活動の在り方等に関する調査 (APT Conference Preparatory Group for WRC 会合への出席等を行い、会合の情報収集等を通じて、アジアからの主要参加者を含む会合参加者やAPT事務局との情報交換、会合文書をベースにした各国の動向分析等を行い、会合結果及び各国やAPT事務局の考え方等RA-23に向けた国内検討に寄与する情報を適宜収集し、とりまとめた。)</p>	

(様式7)

誓約書

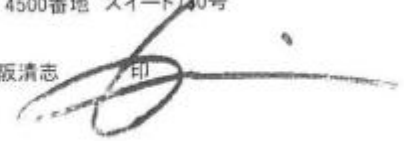
2022年3月16日

沖縄県知事 殿

社名: ワシントンコア LLC

所在地: 郵便番号 20814 米国メリーランド州ベセスダ市  
イーストウエスト通り 4500番地 スイート730号

代表者職名: 氏名 代表取締役社長 中阪清志



私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないことを誓約します。

※共同企業体での応募の場合は、構成員ごとに提出すること

(様式7)  
(Form 7)

誓約書  
Pledge Form

2023年3月16日  
March 16, 2023

沖縄県知事 殿  
Dear Governor of Okinawa Prefecture,

社名: マーキュリーパブリックアフェアーズLLC.  
Company Name: Mercury Public Affairs L.L.C.

所在地: 郵便番号 20003  
米国ワシントン特別区ティンジー通り南東300番地  
Address: スイート202号  
300 Tingey Street, SE, Suite 202 Washington DC, 20003

代表者職名:氏名 パートナー ヴィン・ウィーバー 印  
Title: Name: Vin Weber, Partner Signatures 

私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないことを誓約します。

I (we) pledge that I (we) do not fall under Article 167-4, Paragraph 1 of Japan's Local Autonomy Law Enforcement Ordinance (Cabinet Order No. 16 of 1947).

Article 167-4, Paragraph 1 of Japan's Local Autonomy Law Enforcement Ordinance (Cabinet Order No. 16 of 1947)

Ordinary local governments of Japan must not let a person or an organization that falls under any of the following items participate in a general competitive bidding unless there is a special reason.

- (I) A person or an organization that does not have the capability to conclude a contract pertaining to the bid.
- (II) A person or an organization that does not obtain a reinstatement after receiving a decision to start bankruptcy proceedings.
- (III) A person or an organization that falls under items of Article 32, Paragraph 1 of Act on Prevention of Unjust Acts by Boryokudan Members (Act No. 7 of 1991, No. 7)

※共同企業体での応募の場合は、構成員ごとに提出すること

北地  
策統  
監

新年度

執行機関	秘書課長	秘書課班長	秘書課担当	課長	副参事	班長	担当	出納機関	会計管理者	会計課長	副参事	班長	担当	担当

支出負担行為書

主務課 071201 基地対策課  
執行課 071007 秘書課

4/26

予算種別 現年 ✓  
 年度 令和 5 年度 ✓  
 支出負担行為番号 00118  
 略科目 021  
 会計 01 一般会計 /  
 予算執行何済日 令和 5 年 2 月 22 日 ✓  
 支出負担行為日 令和 5 年 4 月 1 日 ✓  
 款 02 総務費  
 項目 01 総務管理費  
 11 諸費  
 事項 016 基地対策調査費 ✓  
 事業 004 ワシントン駐在員活動事業費 ✓  
 節 12 委託料 ✓  
 細節

毛  
5/18

支出負担行為額

¥31,894,200

債権者 00016542965

アメリカ合衆国メリーランド州 20814  
 ベセスダ市イーストウェスト通り 4500 番地スイート 730 号  
 代表者 ワシントンコア L. L. C. 令和 5 年度 沖縄県 ワシントン 駐在員 活動事業 (活動支援  
 代表取締役社長 中阪清志 業務) 委託業務 共同企業体

摘要 令和 5 年度 沖縄県 ワシントン 駐在員 活動事業 (活動支援業務)



401 1  
基地対策課

予算残高

7,550 円

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援事業)  
支払計画

(円)

第一期(契約時)	12,757,680	40%
第二期(10月)	7,973,550	25%
第三期(12月)	7,973,550	25%
精算時	3,189,420	10%
合計	31,894,200	100%

## 委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務共同企業体（以下「乙」という。）とは、令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）について、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の内容）

第2条 乙は、別添「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うものとするが、事前に甲と所要の調整を行い、甲の指揮及び監督に従い、かつ指導を仰ぐこととする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、事前に協議し、合意の上、仕様内容の変更・調整を行うものとする。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

### （委託事業に要する費用）

第4条 甲は、第2条に掲げる委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、31,894,200円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。  
（沖縄県財務規則第101条第2項第3号）

### （再委託の制限）

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約のプロポーザル参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項までの規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(実施計画書)

第7条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の内容及び実施方法
- (2) 業務の工程表
- (3) 担当者の業務割当表
- (4) 経費積算内訳書

- 2 甲は、前項の実施計画書の提出後、承認するまでの間に、必要があると認めるときは、乙に対して当該実施計画書の修正を請求することができる。
- 3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書の変更)

第8条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲及び乙は事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りでない。

- 2 前項の協議が整った場合、乙は、速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第9条 乙は、委託業務の実施に要する経費を経費積算内訳書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更後の経費積算内訳書の経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費積算内訳書に記載された経費の内訳(直接人件費、直接経費)について、それぞれの項目について20パーセント以内に限り、流用することができる。20パーセント以上の流用を行う場合は、甲と乙が協議して定める。

(業務委託料の変更方法等)

第10条 業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙が協議して定める。

(履行期限の延長)

- 第11条 乙は、やむを得ない理由によって、履行期限内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの割合の違約金を徴収することができるものとする。

(委託状況等の調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の進捗状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

2 前項の規定により、甲が調査又は報告を求めたときは、乙は、この調査報告を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(報告書の提出)

第13条 乙は、業務が完了したときは、令和6年(2024年)3月31日までに仕様書に基づく業務による成果及び要した経費を明らかにした実績報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出し、その検査及び確認を受けなければならない。

2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。

3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

4 甲は、第1項の検査において、完了報告書及び経費明細書、成果物の内容が適正であると認めたときは、委託料の額を確定するものとする。

確定にかかる換算レートは、概算払分については、概算払いにおいて甲が支払った日本円総額を、乙が実際に受領する米ドル総額で割った実効レートを以って、換算レートとする。尚、精算払分については、2024年3月31日適用の日本銀行外国為替市場レート(中心相場)を換算レートとする。

5 前項の規定により確定した額は、委託業務の実施に要した経費の額と第4条で規定する委託料の額のいずれか低い額とする。

6 甲は、第4項の確定後、乙に対して速やかに通知するものとする。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条第6項の通知を受けたときは、請求書により確定額を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託完了前に委託業務に必要な経費の支払を受けようとするときは、概算払いを請求することができる。甲は、適当と認めたときは、契約金額の10分の9を限度として、これを支払うことができる。

3 甲は、前2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

4 甲は、概算払いした場合において、第1項の規定による精算の結果、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(知的財産権)

第15条 乙が、この委託業務により取得した知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に定めるものをいう。)は、甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次のいずれかに該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。



- (1) 乙が、本契約に違反し契約の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、前条第1号又は第2号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、前条第3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(秘密の保持)

- 第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。
- 3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第19条 委託業務の処理に当たって、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(帳簿等の整備及び保存)

- 第20条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務終了後5年間保存しなければならない。

(デジタル署名)

- 第21条 甲及び乙はPDFファイルにスキャンした印又はサインの利用を了承する。

(暴力団排除対策に関する契約解除)

- 第22条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(不当介入に関する報告及び通報)

第23条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(補 則)

第24条 この契約及び仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決める。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に関する、第一審の合意管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として、本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年(2023年)4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務  
共同企業体

代表者  
米国メリーランド州ベセスダ市  
イーストウェスト通り 4500番地 スイート730号  
ワシントンコアL.L.C. 代表取締役社長 中阪 清志

構成員  
米国ワシントン特別区K通り 北西1615番地 4階  
マーキュリーパブリックアフェアーズL.L.C.  
パートナー ヴィン・ウィーバー